

# 一関市地元企業優先発注に係る基本方針について

平成31年3月18日 市長決裁

## 1 目的

本市の地元企業の受注機会の確保並びに地元企業の育成及び地元経済の活性化を目的として地元企業優先発注に係る基本的な方針を定め、関係法令を遵守しつつ、地元企業への優先発注及び市産品の活用を推進する。

## 2 適用対象

建設工事及び建設関連業務のうち、総務部総務課において入札及び契約を行うものは、一関市営建設工事指名業者資格審査会の審査を経て、地元企業優先発注の取組をすでに進めていることから、それ以外の各担当部署における公共調達を対象とする。

## 3 事業者の区分及び定義

本市において事業者の区分及び定義を次のとおりとする。

区分		建設工事の 所在地区分	定義
地元 企業	市内本社	I種	市内に本社又は本店を有する事業者
	準市内本社	II種	平泉町内に本社又は本店を有する事業者で市内に支社、支店又は営業所を有する事業者
市内営業所		III種	岩手県内に本社又は本店を有し、市内に支社、支店又は営業所を有する事業者（準市内本社を除く。）
		IV種	岩手県外に本社又は本店を有し、市内に支社、支店又は営業所を有する事業者
県内業者		なし	岩手県内に本社又は本店を有する事業者
県外業者		なし	岩手県外に本社又は本店を有する事業者

## 4 事業者選定の基本方針

本市が発注する公共調達は、雇用の確保、地元経済の活性化への影響等を踏まえ、次の選定要領に定めるとおり原則として地元企業のうち市内本社を選定するものとし、この要領に定めるところにより選定範囲を拡大するものとする。

対象	選定要領
建設工事	<p>① 各担当部署で発注を行う建設工事は、原則として市内本社を選定する。</p> <p>② 市内本社で対応できないとき又は市内本社だけでは競争性が確保できないときは、事業者の有する資格及び実績並びにその雇用する技術者の有する資格、実績及び経験等（以下「事業者の資格等」という。）を勘案して、以下の順に選定範囲を拡大する。</p> <p>ア 準市内本社</p> <p>イ 市内営業所</p> <p>ウ 県内業者</p> <p>エ 県外業者</p> <p>③ 工事の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で分離分割発注に努めることとし、市内本社の受注の確保を図る。</p> <p>④ 予定価格が130万円を超える建設工事を受注した事業者には、契約締結時に次の事項について文書（別記様式）で要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請事業者を選定するときは市内本社を優先して選定すること。</li> <li>・建設資材等を利用するときは市内産資材を優先して利用すること。</li> </ul>
建設関連業務委託	<p>① 各担当部署で発注を行う建設関連業務委託は、原則として市内本社を選定する。</p> <p>② 市内本社で対応できないとき又は市内本社だけでは競争性が確保できないときは、事業者の資格等を勘案して、以下の順に選定範囲を拡大する。</p> <p>ア 準市内本社</p> <p>イ 市内営業所</p> <p>ウ 県内業者</p>

	エ 県外業者
物品調達、印刷製本その他の契約	上記建設関連業務委託に準じる。

## 5 選定する事業者数

選定する事業者数は、一関市財務規則の規定により指名競争入札の場合は3人以上、随意契約の場合は2人以上の見積書（ただし、同規則の特例規定に基づき1人以上の見積書又は見積書の徴収を省略することができる場合がある。）とされている。

この財務規則で定められている事業者数に達するよう事業者選定の基本方針に沿って選定を行うものとする。

なお、地元企業を優先して発注することは、地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約の理由とはならないので留意する。

### 参照

#### 一関市財務規則抜粋

（入札参加者の指名）

第134条 契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合の入札については、次条の規定による指名競争入札の参加資格を有する者のうちから、別に定める指名競争入札参加者指名基準により原則として3人以上の者を指名しなければならない。

（見積書の徴収）

第140条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を指示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の見積書をもって契約を締結することができる。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 工事請負費(施設等の修繕を含む。)及び委託料(施設管理委託料、電算委託料を除く。)で1件の支出予定価格が30万円以下の時。
- (3) 物品の購入(印刷物を含む。)又は修繕その他の契約で1件の支出予定価格が10万円以下の時、又は緊急を要する時。

様

一関市長

印

地元企業優先発注等について（依頼）

一関市では、かねてより工事発注に当たりましては、地元企業の育成及び地元経済の活性化を目的として、市内企業の受注機会の確保に努めてきました。

財政状況が苦しい中でできる限り公共事業費の確保に努めておりますが、景気動向がなお先行不透明な折、特に経済基盤の弱い市内の中小企業の中には、売上高の減少により、経営内容の悪化を招いている企業も少なくありません。

つきましては、事業者各位におかれましては、本市経済の一翼を担っていただく立場から本市発注工事等を受注された際には、本市内中小企業の受注機会の確保等について、より一層のご理解とご協力を賜りたく、下記の事項について十分留意されるようお願い申し上げます。

記

- 1 工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合及び建設機械を購入又は借入する場合には、特に本市内の中小企業及び市内産資材を優先して活用してください。
- 2 工事を下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせるとともに、下請代金を適正な期間内に支払うこと等下請契約の適正化に努めてください。
- 3 工事の施工において期間雇用者（現場作業員）を採用する場合には、建設業退職金共済制度に加入し、掛金を納付するとともに、購入した証紙は必ず期間雇用者が所持する共済手帳に貼付してください。また、工事を下請発注する場合には、下請業者に対し同共済制度の推進について指導してください。